

資料 4 - 1 騒音に係る環境基準

一般地域

地域の区分	類型	基準値	
		昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
特に静穏を要する地域	A A	50 デシベル 以下	40 デシベル 以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下

備考 1 愛媛県では、A A 類型は地域指定していない。
2 基準値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})により、評価した値である。

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 午前6時～ 午後10時	夜間 午後10時～ 翌午前6時
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

備考 基準値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})により、評価した値である。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～翌午前6時
70 (45) デシベル以下	65 (40) デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(括弧内の値)によることができる。

備考 基準値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})により、評価した値である。

幹線交通を担う道路

- ・高速自動車国道 ・一般国道 ・県道
- ・市町村道(4車線以上)
- ・自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間

- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路
道路端から15メートルまでの範囲
- ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路
道路端から20メートルまでの範囲

資料4 - 2 環境騒音測定結果

(1)一般地域

(平成14年度)

測定場所	測定年月日	環境基準 類型	騒音レベル(dB : L _{Acc})		環境基準適合状況		
			昼間	夜間	昼間	夜間	総合評価
八幡浜市五反田千畳	平成15年3月25日～3月26日	A	53	44			
新居浜市星越町	平成15年2月14日～2月15日	A	41	38			
西条市喜多川	平成15年2月20日～2月21日	A	49	39			
大洲市田口	平成15年1月14日～1月15日	A	59	49	x	x	x
川之江市川之江町西新町	平成15年2月25日～2月26日	A	50	47		x	x
川之江市妻鳥町中下	平成15年3月18日～3月19日	A	50	49		x	x
伊予三島市下柏町	平成14年5月20日～5月21日	A	48	47		x	x
伊予三島市中曾根町	平成14年11月14日～11月15日	A	47	38			
伊予三島市具定町	平成14年12月24日～12月25日	A	52	46		x	x
伊予市下吾川島ノ木	平成14年9月25日～9月26日	A	48	37			
伊予市下吾川南新川	平成14年9月25日～9月26日	A	49	37			
伊予市米湊	平成14年9月25日～9月26日	A	51	44			
東予市二芳	平成15年2月28日～3月1日	A	44	39			
重信町野田	平成14年10月23日～10月24日	A	57	47	x	x	x
重信町大字見奈良	平成14年10月24日～10月25日	A	51	39			
松前町黒黒田	平成15年2月26日～2月27日	A	43	41			
A類型地域：16地域			環境基準適合地点数(小計)		14	10	10
			環境基準達成率(%)				62.5

今治市別宮町	平成14年11月14日～11月15日	B	56	51	x	x	x
今治市片山	平成14年11月14日～11月15日	B	55	47		x	x
八幡浜市大字向灘	平成15年3月25日～3月26日	B	53	42			
八幡浜市大字松栢	平成15年3月25日～3月26日	B	51	46		x	x
新居浜市庄内町	平成15年2月14日～2月15日	B	42	39			
西条市中野	平成15年1月30日～1月31日	B	53	44			
大洲市柚木	平成15年1月14日～1月15日	B	58	52	x	x	x
川之江市川之江町大門	平成15年2月27日～2月28日	B	52	43			
川之江市金生町下分川原田	平成15年2月27日～2月28日	B	49	43			
川之江市柴生町南柴生	平成15年3月12日～3月13日	B	49	44			
川之江市妻鳥町十居	平成15年3月18日～3月19日	B	50	45			
伊予三島市下柏町	平成14年12月12日～12月13日	B	52	51		x	x
伊予三島市中曾根町	平成14年5月27日～5月28日	B	50	48		x	x
伊予三島市中之庄町	平成14年12月5日～12月6日	B	55	51		x	x
伊予三島市寒川町	平成14年11月26日～11月27日	B	52	46		x	x
伊予三島市豊岡町大町	平成14年12月17日～12月18日	B	46	41			
北条市久保	平成14年10月30日～10月31日	B	47	38			
東予市楠	平成15年2月28日～3月1日	B	49	44			
重信町大字牛洲	平成14年10月23日～10月24日	B	53	46		x	x
重信町大字横河原	平成14年10月24日～10月25日	B	59	50	x	x	x
松前町北黒田	平成15年2月26日～2月27日	B	46	38			
松前町浜	平成14年11月28日～11月29日	B	41	39			
松前町筒井	平成15年2月26日～2月27日	B	46	42			
松前町筒井	平成15年2月26日～2月27日	B	43	39			
長浜町大字白滝	平成14年9月11日～9月12日	B	51	51		x	x
B類型地域：25地域			環境基準適合地点数(小計)		22	14	14
			環境基準達成率(%)				56.0

今治市中寺	平成14年11月14日～11月15日	C	58	52	x	x	x
八幡浜市6.0番地	平成15年3月25日～3月26日	C	54	41			
西条市明屋敷	平成15年3月26日～3月27日	C	52	46			
大洲市新谷	平成14年12月17日～12月18日	C	60	54		x	x
川之江市金生町下分通町	平成15年3月19日～3月20日	C	57	50			
川之江市上分町本町	平成15年3月12日～3月13日	C	55	48			
川之江市妻鳥町浜田	平成15年2月25日～2月26日	C	59	58		x	x
伊予三島市村松町	平成14年11月13日～11月14日	C	53	49			
伊予三島市朝日	平成14年11月5日～11月6日	C	54	52		x	x
北条市計	平成14年10月30日～10月31日	C	48	38			
東予市二芳	平成15年2月28日～3月1日	C	49	50			x
長浜町大字長浜	平成14年9月11日～9月12日	C	50	46			
C類型地域：12地域			環境基準適合地点数(小計)		11	8	8
			環境基準達成率(%)				66.7

環境基準達成地点数	32
全調査地点数	53
一般地域の騒音環境基準達成率(%)	60.4

資料4 - 3 自動車交通騒音調査結果

(平成14年度)

道路名	調査地点	測定年月日	車線数	環境基準類型	車道端からの距離(m)	道路敷地境界からの距離(m)	低騒音舗装の有無	等価騒音レベル (dB:L _{Aeq})		街区数	住居等戸数	環境基準達成戸数			環境基準達成率 (%)		
								昼間	夜間			昼間	夜間	全日	昼間	夜間	全日
国道197号線	八幡浜松柏	平成15年2月25日～2月26日	2	B	5.9	4.1	無	70	66	24	543	503	422	422	93	78	78
国道317号線	今治市常盤町	平成15年1月30日～1月31日	4	C	8	3	無	66	61	58	824	821	822	821	100	100	100
国道317号線	今治市別宮町	平成15年1月30日～1月31日	4	B	9.3	3.6	無	64	58	43	430	430	430	430	100	100	100
国道378号線	八幡浜市産業通	平成15年2月25日～2月26日	2	C	4.4	2.2	無	69	64	40	455	417	417	416	92	92	91
県道新居浜角野線	新居浜市高木町	平成15年3月11日～3月12日	6	C	6	0.5	無	69	62	52	431	431	431	431	100	100	100
県道新居浜角野線	新居浜市西喜光地町	平成15年2月17日～2月18日	4	B	4.3	0.8	無	69	64	49	268	268	268	268	100	100	100
県道壬生川新居浜野田線	西条市朔日市	平成15年2月12日～2月13日	4	C	5.5	0.3	無	68	62	34	266	266	266	266	100	100	100
県道壬生川新居浜野田線	新居浜市多喜浜	平成15年2月19日～2月21日	4	B	4.8	0.8	無	72	65	48	270	238	270	238	88	100	88
県道壬生川新居浜野田線	西条市喜多川	平成15年2月12日～2月13日	2	A	3	0.3	無	68	60	49	425	424	425	424	100	100	100
県道八幡浜宇和線	八幡浜市五反田	平成15年2月25日～2月26日	2	B	5.4	1.2	無	58	54	30	414	413	413	413	100	100	100
県道今治波方港線	今治市東村南	平成15年1月21日～1月22日	2	C	4.5	0.8	無	71	66	42	249	192	193	192	77	78	77
県道今治波方港線	今治市喜田村	平成15年1月30日～1月31日	2	C	4	1	無	69	63	56	425	425	425	425	100	100	100
県道新居浜別子山線	新居浜市船木	平成15年2月19日～2月21日	2	B	5	0.5	無	67	62	11	38	38	38	38	100	100	100
県道上猿田三島線	伊予三島市中之庄町	平成15年3月10日～3月11日	1	A	2.9	1.8	無	63	54	72	557	557	553	553	100	99	99
県道東予港三津屋線	東予市北条太新田	平成15年2月6日～2月7日	2	B	8.2	3.3	無	67	61	16	104	104	104	104	100	100	100
県道桜井山路線	今治市馬越町	平成15年3月12日～3月13日	2	B	4.6	1.5	無	64	57	45	414	357	315	315	86	76	76
県道湯山北条線	北条市辻	平成15年3月4日～3月5日	2	B	2.1	0.9	無	73	67	86	600	441	444	441	74	74	74
県道菅田五郎停車場線	大洲市菅田町下東	平成15年2月26日～2月27日	2	C	4.9	1	無	69	59	59	411	394	411	394	96	100	96
県道大洲保内線	大洲市大洲	平成15年2月24日～2月25日	2	B	3	0.8	無	69	62	34	420	412	411	410	98	98	98
県道新居浜東港線	新居浜市宇高町	平成15年2月17日～2月18日	2	B	1.8	1	無	63	57	56	422	419	402	402	99	95	95
計										904	7966	7550	7460	7403	95	94	93

資料 4 - 4 騒音規制法の特定期間及び愛媛県公害防止条例の騒音発生施設

1 騒音規制法に基づく特定施設（騒音規制法施行令別表第一）

1	金属加工機械 イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。） ロ 製管機械 ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。） ト 鍛造機 チ ワイヤフォーマリングマシン リ プラスト（タンプラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械 イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7	木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ハ 碎木機 ニ 帯のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ホ 丸のご盤（製材用のものにあつては原動機の定格出力が1.5キロワット以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。） ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）

2 愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設（愛媛県公害防止条例施行規則別表第4）

1	冷凍機（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
2	セメント製品製造機械であつて、次に掲げるもの ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機 イ コンクリートブロックマシン
3	撚糸機（原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
4	工業用動力マシン（同一工場又は事業場に30台以上設置されている場合に適用する。）
5	木材加工機械であつて、次に掲げるもの ア ジェットバーカー イ ロックバーカー ウ チェンバーカー

資料 4 - 5 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(騒音規制法及び愛媛県公害防止条例)

時間の区分 区域の区分	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼 間	夕	夜 間
	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	4 5 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下
第 2 種区域	5 0 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下
第 3 種区域	6 5 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下
第 4 種区域	7 0 デシベル 以下	7 0 デシベル 以下	7 0 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下

備考 1 第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域の区域内に所在する学校教育法第 1 条に規定する学校、児童福祉法第 7 条に規定する保育所、医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 3 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 5 0 メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から 5 デシベルを減じた値とする。

2 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。

- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90% レンジの上端の数値とする。
- (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90% レンジの上端の数値とする。

資料4 6 特定施設及び騒音発生施設に係る届出状況

(平成15年3月31日現在)

施設区分 市町名	騒音規制法												県公害防止条例								
	特定施設数											届事業 工場 場数	騒音発生施設数						届事業 工場 場数		
	金属加工機械	空気圧縮機等	土石用破碎機等	織機	建設用資材	製造機械	穀物用製粉機	木材加工機械	抄紙機	印刷機	合成樹脂用		射出成型機	鑄造成型機	計	冷凍機	セメント製品	製造機械		ねん系機	工業用動力
川之江市	31	542	2	0	6	0	72	79	119	13	0	864	125	77	5	0	0	0	0	82	29
伊予三島市	17	655	10	0	7	0	89	80	69	4	0	931	104	37	1	0	0	5	43	23	
土居町	14	73	13	35	1	0	6	0	5	38	0	185	27	10	3	0	0	0	13	5	
新居浜市	335	1,551	132	0	4	0	78	0	59	16	5	2,180	179	183	5	3	130	4	325	36	
西条市	90	908	13	104	8	17	124	0	15	77	0	1,356	122	132	7	51	58	1	249	22	
東予市	32	281	0	575	4	0	14	6	6	0	0	918	63	5	8	7	277	0	297	12	
小松町	17	31	0	30	3	0	19	0	2	0	0	102	19	4	9	0	46	0	59	4	
丹原町	17	27	1	0	1	0	0	0	6	0	14	66	21	0	0	0	40	0	40	1	
今治市	90	310	2	4,192	2	22	226	0	47	6	5	4,902	340	310	2	4,192	0	226	4,730	293	
北条市	5	37	0	892	0	0	16	0	3	0	0	953	16	25	6	52	0	0	83	17	
松山市													1,685	11	210	289	3	2,198	379		
重信町	0	8	32	0	0	0	3	0	0	0	0	43	6	0	0	0	0	0	0	0	
伊予市	8	71	3	20	0	0	48	0	28	0	0	178	38	82	0	0	0	9	91	20	
松前町	0	584	6	0	0	0	0	0	1	0	0	591	4	22	1	1	35	0	59	5	
長浜町	12	36	1	0	2	0	96	0	6	16	0	169	48	10	4	0	106	2	122	11	
大洲市	3	55	7	0	0	0	43	0	4	17	0	129	21	0	0	0	0	43	43	9	
八幡浜市	4	35	0	62	1	0	21	2	51	0	0	176	37	45	0	0	284	2	331	21	
宇和島市	49	112	0	8	3	19	120	0	52	0	0	363	110	81	7	0	7	1	96	46	
計	724	5,316	222	5,918	42	58	975	167	473	187	24	14,106	1,280	2,708	69	4,516	1,272	296	8,861	933	

資料 4 - 7 騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の騒音の規制に関する基準

区域の区分	作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
告示別表第1号区域	くい打機、くい打機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 ^{デシベル} 以下	午後7時から翌日の午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日休日
	特定建設作業 びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
	ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 ^{デシベル} 以下	午後9時から翌日の午前6時まで	〃	制限なし	制限なし
告示別表第2号区域	くい打機、くい打機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 ^{デシベル} 以下	午後10時から翌日の午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日休日
	特定建設作業 びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	特定作業 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制対象は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
	ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80 ^{デシベル} 以下	〃	〃	制限なし	制限なし

備考1 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- (1) 第1種区域
 - (2) 第2種区域
 - (3) 第3種区域
 - (4) 第4種区域のうち学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域。
- 2 第2号区域は、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域。
- 3 騒音レベルは、特定建設作業もしくは特定作業の敷地の境界線におけるものである。
- 4 騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が概ね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

資料4 - 8 特定建設作業及び特定作業に係る届出状況

(平成14年度)

区分	作業区分	市町名																		
		川之江市	伊予三島市	土居町	新居浜市	西条市	東予市	小松町	丹原町	今治市	北条市	松山市	重信町	伊予市	松前町	長浜町	大洲市	八幡浜市	宇和島市	計
騒音規制法	1 くい打機等を使用する作業	0	8	0	2	4	5	0	0	2	0		2	0	8	0	0	0	2	33
	2 びょう打機を使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
	3 さく岩機を使用する作業	0	1	0	2	0	0	0	0	5	0		0	0	1	0	1	0	0	10
	4 空気圧縮機を使用する作業	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0		2	0	1	0	2	0	3	12
	5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
	6 バックホウを使用する作業	3	3	0	3	4	1	0	0	11	0		6	0	7	0	0	0	1	39
	7 トラクターショベルを使用する作業	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0		5	0	0	0	0	0	2	9
	8 ブルドーザーを使用する作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		3	0	1	0	0	0	0	4
	計	3	14	0	7	10	6	0	0	20	0		18	0	18	0	3	0	8	107
県公害防止条例	1 ブルドーザー、パワーショベル等を使用する建設作業	0	1	0	4	0	5	0	0	20	0	286	18	3	18	0	1	0	2	358
	2 ハンマーを使用する板金作業、製罐作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	4	0	5	0	0	20	0	286	18	3	18	0	1	0	2	358
合計		3	15	0	11	10	11	0	0	40	0		36	3	36	0	4	0	10	465

資料 4 - 9 騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度

要請限度

時間の区分 区域の区分	昼 間	夜 間
	午前 6 時 ~ 午後 10 時	午後 10 時 ~ 翌午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路及び c 区域の道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

- 備考 1 区域の区分は、次のとおり。
- a 区域は、騒音環境基準に係る A 類型の地域
 - b 区域は、騒音環境基準に係る B 類型の地域
 - c 区域は、騒音環境基準に係る C 類型の地域
- 2 騒音の評価は、等価騒音レベル(L_{Aeq})による。
- 3 測定は、連続する 7 日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる 3 日間について行い、時間の区分ごとに 3 日間の原則として全時間を通じてエネルギー平均した値によって評価する。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

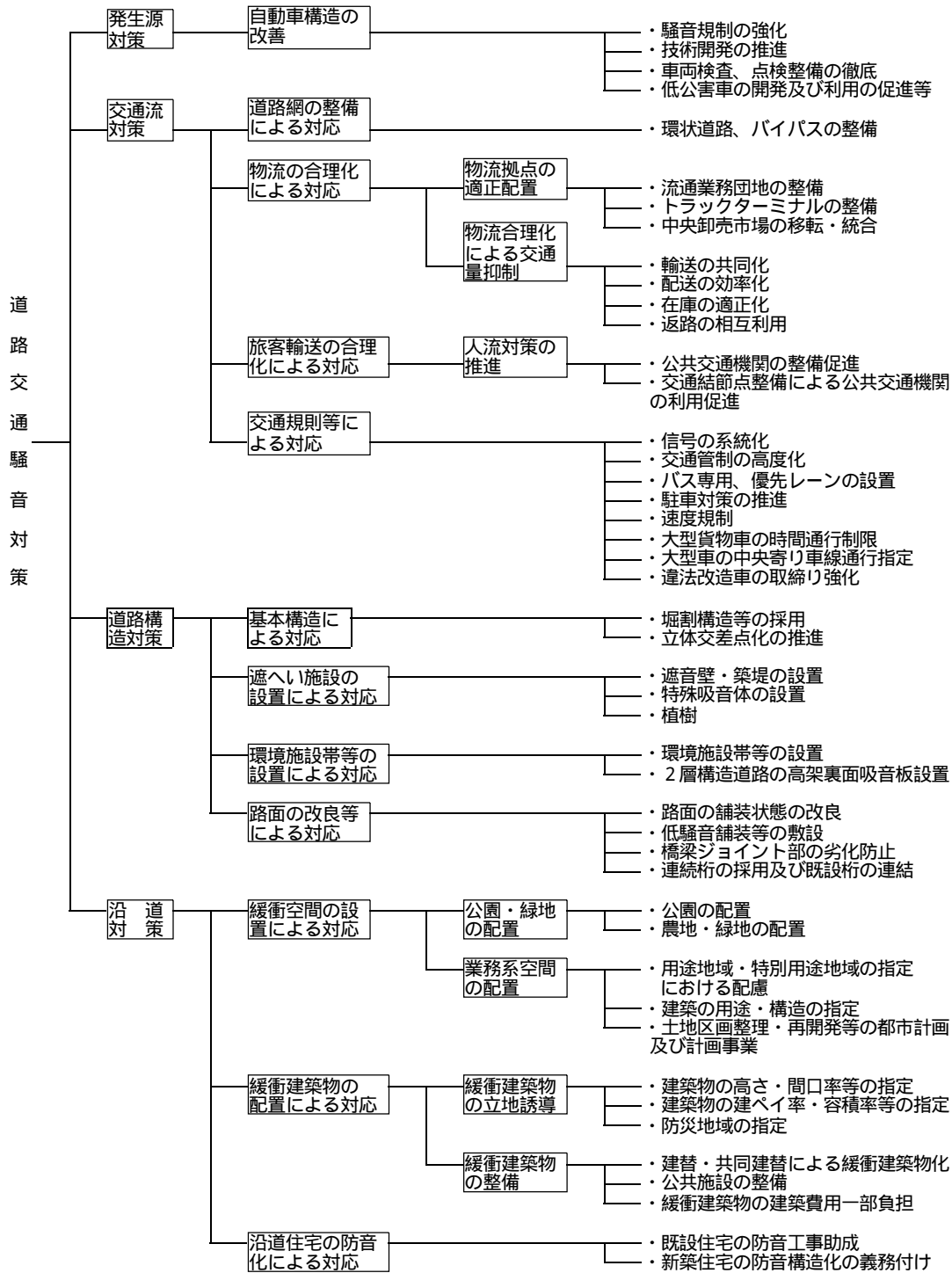
昼 間 午前 6 時 ~ 午後 10 時	夜 間 午後 10 時 ~ 翌午前 6 時
75 デシベル	70 デシベル

備考 測定値は、等価騒音レベル(L_{Aeq})である。

幹線交通を担う道路
 ・ 高速自動車国道 ・ 一般国道 ・ 県道
 ・ 市町村道 (4 車線以上)
 ・ 自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間
 ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路
 道路端から 15 メートルまでの範囲
 ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路
 道路端から 20 メートルまでの範囲

資料 4 - 10 道路交通騒音対策の体系図



資料：環境省

資料4 - 11 拡声機による騒音の規制

拡 声 機 の 使 用 の 制 限	1 商業宣伝の拡声機の使用制限 学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホーム等の敷地の周囲30mの区域においては、正午から午後6時までの間でこれらの施設の敷地境界における音量が65デシベルを超えない場合を除いて、商業宣伝を目的とする拡声機の利用禁止										
	2 商業宣伝の航空機の拡声機使用制限 拡声機の使用時間は正午から午後6時までとし、音量は、地上において65デシベルを超えないこと。										
	3 1、2のほか、屋外において、又は屋内から屋外に向けて拡声機を使用する場合の厳守事項 (1) 拡声機の使用時間は午前9時（日曜日、休日は午前10時）から午後8時まで (2) 幅員4m未満の道路においては拡声機を使用しないこと。 (3) 地上10m以上の箇所においては拡声機を使用しないこと。 (4) 商業宣伝を目的として同一場所では、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。 (5) 人の居住する建築物の敷地境界線における拡声機の音量は次のとおりとする。										
	<table border="1"> <tr> <td>区域の区分</td> <td>第1種区域</td> <td>第2種区域</td> <td>第3種区域</td> <td>第4種区域</td> </tr> <tr> <td>音 量</td> <td>55デシベル以下</td> <td>65デシベル以下</td> <td>70デシベル以下</td> <td>75デシベル以下</td> </tr> </table>	区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域	音 量	55デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下	75デシベル以下
区域の区分	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域							
音 量	55デシベル以下	65デシベル以下	70デシベル以下	75デシベル以下							
特 例	1 災害時の広報宣伝又は公共的団体の広報 2 公職選挙法に基づく選挙活動 3 祭礼、運動会等で一時的に拡声機を使用する場合										